

設計業務等共通仕様書

令和6年8月

富山県土木部

- 27 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
- 28 書面とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- 29 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算をすることをいう。
- 30 検査とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
- 31 打合せとは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 32 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 33 協力者とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 34 使用人等とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 35 了解とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 36 受理とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1103条 受発注者の責務

- 1 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
- 2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- 3 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第1104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

第1105条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているも

終了後においても第三者に漏らしてはならない。

- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第1131条 個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 取得の制限

受注者は、業務を処理するために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

3 秘密の保持

受注者は、業務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示があるときを除き、業務を処理するために取り扱う個人情報を当該業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

5 安全確保の措置

- (1) 受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、第1112条で示す業務計画書に、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなどの管理体制及び本特記事項を遵守する旨を記載するものとする。

6 従事者への周知及び監督

(1) 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。

(2) 受注者は、業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

7 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

8 再委託の禁止及び再委託時の措置

(1) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

(2) 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(3) (1)、(2)の内容は、発注者の指示又は承諾を受けた再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

9 資料等の返却等

(1) 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（契約解除を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返却しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(2) 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等（前記（1）の規定により発注者に返却するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

10 管理状況の報告及び調査

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 河川空間利用実態調査

受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。

(3) 川の通信簿

受注者は、河川空間の調査として、利用者のニーズの把握等を行い、集計を行うものとする。

(4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 成果品

第 2120 条 成果品

1. 環境影響評価

受注者は、表 2.1.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、納品するものとする。

表 2.1.1 成果品一覧表

成果品項目	摘要
環境影響評価報告書一式	※ 1
方法書 (案)	
準備書 (案)	※ 2
評価書 (案)	※ 2

※ 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※ 2 要約書 (案) を含むものとする。

2. 河川水辺環境調査

受注者は、報告書を成果品として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

- 7) 予測データ出力システムの検討
 受注者は、洪水予測システムの予測データ出力システムについて検討するものとする。
- ① データ出力の方針検討
 - ② 画面表示の検討
 - ③ 印刷出力の検討
 - ④ データ伝送の検討
- 8) 出力機器等のハード面の検討
 受注者は、洪水予測システムの出力機器等のハード面について検討するものとする。
- (6) 予測プログラム作成
- 1) プログラム条件設定
 受注者は、予測プログラムの条件設定を行うものとする。
 - ① 使用機器の設定
 - ② 使用言語の設定
 - ③ その他条件設定
 - 2) プログラム構成検討
 受注者は、予測プログラムの構成を検討し、フローチャートにとりまとめるものとする。
 - 3) プログラム作成
 受注者は、設定された機種に対する予測プログラムを作成するものとする。作成したプログラムは、記憶媒体に登録するものとする。
 - 4) テストラン
 受注者は、テスト用のデータを作成し、予測プログラムのテストランを行うものとする。
 - 5) プログラムのインストール
 受注者は、予測プログラムをインストールし、動作確認するものとする。
 - 6) システム操作マニュアルの作成
 受注者は、システム操作マニュアルを作成するものとする。
- (7) 照査
 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
- (8) 報告書作成
 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 13 節 成果品

第 2221 条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し、第 1117 条成果の提出に従い、納品するものとする。

1. 本報告書
2. 概要版
3. 付属資料とりまとめ
 (計算結果、収集資料等)

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

第9節 成果品

第 2323 条 成果品

受注者は、表 2.3.1、表 2.3.2 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、納品するものとする。

第11節 成果品

第3136条 成果品

受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。

表3.1.1 予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	種類									摘要	
				堤防、護岸	胸壁	突堤	離岸堤	潜堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	付帯設備		
予備設計	設計図	平面図	1:500～ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		縦断面図	V=1:50～ 1:100 H=1:200～ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		横断面図	1:100～ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		本体工一般図	1:20～ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	
		付帯工一般図	1:20～ 1:200	○	○	○				○			○	
		施工計画図	1:20～ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	設計報告書	基本事項検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の検討 構造型式の検討
		施工計画書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工法の検討 全体計画の検討
		概算工事費	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	概算数量 概算工事費
		考察	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課題整理 今後の調査事項
	パース		—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-3版の着色 ※必要に応じて納品	

※砂浜の本体工一般図については、砂と突堤等の境界面における防砂版が設計業務に含まれる際
に限り作成するものとする。

第5節 成果品及び貸与資料

第411条 成果品

受注者は、成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。

第412条 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 水と緑の溪流調査報告書
- (2) 溪流環境整備計画書
- (3) 現存植生図
- (4) 管内図及び地形図 (1/5000～1/10000)
- (5) 空中写真
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

受注者は、火山砂防調査および火山対策砂防施設計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(1) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 火山対策砂防調査の成果品
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第4節 成果品

第4212条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。

1) 本土工設計

受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- ① 本堰堤
- ② 副堰堤
- ③ 水叩き
- ④ 側壁護岸
- ⑤ 床固工
- ⑥ 流末処理工
- ⑦ 魚道工

2) 基礎工設計

受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合には、必要に応じた対策工の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。

3) 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の計画）及び概略資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

①流木発生抑制施設

② 流木捕捉施設

2) 設計図の作成

受注者は、1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。

3) 付帯施設的设计

設計図書に基づき、付属施設的设计を行うものとする。

4) 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。

4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 測量調査資料

- 1) 地形図 (縮尺 1/500～1/1,000)
- 2) 縦断面図 (縮尺縦 1/100～1/200, 横 1/500～1/1,000)
- 3) 横断面図 (縮尺 1/100～1/200)

(2) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(3) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料
- 3) 業務に関連する既往調査報告書

第7節 成果品

第4319条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。

- (1) 砂防堰堤及び床固工の設計

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。

4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(9) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地すべり対策工予備設計報告書

(2) 設計地点の測量図面

・平面図（縮尺 1/100～1/1,000）

・横断面図（縮尺 1/100～1/1,000）

・縦断面図（縮尺 1/100～1/1,000）

(3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料

第5節 成果品

第4410条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の測量図面
 - 1) 平面図(縮尺 1/100～1/1,000)
 - 2) 横断面図(縮尺 1/100～1/1,000)
 - 3) 縦断面図(縮尺 1/100～1/1,000)
- (3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料

第5節 成果品

第4510条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。

第4609条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。

(1) 雪崩予備調査

成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
冬季気象特性の把握	気象推移図		
写真判読	撮影時期別雪崩判読図 雪崩等判読集成図	1:2,000～1:10,000 1:2,000～1:10,000	
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

第4節 成果品
第5120条 成果品

1. 環境影響評価

受注者は、表 5.1.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果の提出に従い、納品するものとする。

表 5.1.1 成果品一覧表

成果品項目	摘要
環境影響評価報告書一式	※1
方法書（案）	
準備書（案）	※2
評価書（案）	※2

※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※2 要約書（案）を含むものとする。

2. ダム湖環境調査

受注者は、報告書を成果品として第 1117 条成果品の提出に従い作成し発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

受注者は、実測値を用いた水収支の検討、伏没還元量の検討、農水還元率の検討を行い、水収支モデルを作成し、実測流量による検証を行い、水収支を明らかにするものとする。

4) 自然流況の推算

受注者は、設計図書に示す取水地点数と計算対象年に基づき、自然流況の推算を行うものとする。

(6) 利水計算モデルの検討

受注者は、流域の水収支の実態に基づき利水計算系統図の作成、基準地点の設定及び利水計算条件の整理を行い、利水計算プログラムを作成するものとする。

(7) 利水計算

受注者は設計図書に示す利水計算年数について雨量、流量資料のデータ登録を行い、新規取水を考慮した渇水基準年におけるダム容量の検討を行うとともに、設定されたダム容量に基づきダム運用計算を行い、その結果を貯水池運用曲線図、流況図及び流況表に整理するものとする。

なお、渇水基準年については、別途協議するものとする。

(8) 確保容量検討

受注者は、新規用水及び利水計算年数に基づき、利水計算結果を基に各期別の必要貯水位を算定し、目的別の確保容量の検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4節 成果品

第 5208 条 成果品

受注者は、以下に示す成果品を作成し、第 1117 条成果の提出に従い、納品するものとする。

- (1) 報告書
- (2) 概要版
- (3) 付属資料（計算結果、収集資料）

第2節 地形調査

第5302条 地形調査

1. 業務目的

ダム地質調査の初期段階において、ダム予定箇所周辺の地形特性を、地すべり地形や線状模様などを抽出することにより把握し、ダム建設のための資料とすることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

1) 受注者は、ダム周辺地域の地形・地質資料や文献などを収集し、整理するものとする。なお、用地、自然環境上の制約等についても配慮するものとする。

2) 受注者は、縮尺1/40,000程度の空中写真を収集するものとする。

(3) 空中写真判読

1) 受注者は、収集した空中写真を使用し、ダム周辺地域の地すべり地形や線状模様を判読するものとする。

2) 受注者は、ダム位置を中心とし、半径10km範囲を判読するものとする。

(4) 図面作成

受注者は、収集した資料や判読結果に基づき、ダム周辺地域の縮尺1/25,000の地形特性図を作成するものとする。

(5) とりまとめ

1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム周辺地域の地形特性を明らかにするものとする。

2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の調査計画の提案を行うものとする。

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第1117条成果品の提出第1項～3項に従い作成し、納品するものとする。また、収集した空中写真については、別途資料集として提出する。

(1) 地形特性図 (1/25,000)

(2) 地形調査報告書

4. 貸与資料

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/10,000)
- (2) 地質断面図 (1/10,000)
- (3) ルートマップ
- (4) 広域調査報告書

4. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 空中写真
- (2) 地形図 (1/5,000～1/10,000 程度)
- (3) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第4節 地表地質踏査

第 5304 条 地表地質踏査の基本的事項

地表地質踏査は、それぞれの調査段階に応じた標準的な精度で行われることを前提としており、調査対象はダムサイト、堤体材料採取候補地、貯水池周辺に分けられる。

第 5305 条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000)

ダム候補地点を選定し、ダムサイトとしての適否判定およびダム建設上の問題点を把握するための基礎地質資料を作成する業務である。

1. 業務の目的

貸与された 1/5,000 地形図を基にして、現地踏査を実施し、概略の地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点を検討し、ダムサイトの適否について判断することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、地形および露頭観察により、地すべり、崩壊地などの有無を把握する。
- 3) 受注者は、上記の現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

- 1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイト候補地の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについて、概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、ダムサイト候補地の地質平面図（1/5,000）および、最も適当と判断されるダム軸に沿った概略の地質断面図（拡大 1/1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査地内におけるダムサイト候補地を1～2地点選定し、それらの地点のダムサイトとしての地質上の問題点について、検討を加え、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は、下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い、納品するものとする。

(1) 地質平面図（1/5,000）

(2) 地質断面図（ダム軸沿い、拡大 1/1,000）

(3) 調査計画図（拡大 1/1,000）

(4) ルートマップ

(5) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 空中写真

(2) 位置図（1/50,000～10,000）

(3) ダムサイト地形図（1/5,000～1/2,500）

(4) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5306 条 ダムサイト地表地質概査（1/2,500）

本業務は、選定されたダムサイトにおけるダム建設上の問題点の把握および、今後の調査方針の検討を行うための基礎地質資料を作成する業務である。

1. 業務の目的

貸与された 1/2,500 地形図を基にして、現地踏査を実施して地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点の検討を行い、ダムサイトの今後の調査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、ダムサイトの地質構造、風化ならびに被覆層の厚さの推定を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、地質構造、主要な断層、風化状況などについて概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイト候補地の地質平面図 (1/2,500) および、最も適当と判断されるダム軸に沿った地質断面図 (拡大 1/1,000) を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、ダムサイト候補地の地形、地質上の問題点について整理・検討し、今後のダムサイトの調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/2,500)
- (2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000)
- (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) ルートマップ

受注者は、ダムサイト候補地の地形・地質状況に基づき、ダムタイプ・規模に応じたダムサイトの地形・地質上の問題点を指摘し、検討を加える。

4) 調査計画の検討

受注者は、地質図および地質条件の検討結果に基づき、地質状況ならびにダム建設上の問題点に対応した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 3 断面
- (3) 左右岸河床上下流方向地質断面図 (1/500) 3 断面
- (4) 地質調査計画図 (1/500)
- (5) ルートマップ
- (6) 地質調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (4) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5308 条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)

1. 業務の目的

貸与された 1/5,000 地形図を基に、現地調査を実施して、概略の地質図を作成し、堤体材料候補地を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、露岩あるいは被覆層の状況について調査を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについての概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図（1/5,000）および、最も適当であると見られる堤体材料採取候補地の地質断面図（拡大1/1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地を選定し、堤体材料採取候補地としての問題点、概略採取計画などについて検討を加える。

(4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第1117条成果品の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 地質平面図（1/5,000）
- (2) 地質断面図1断面
- (3) ルートマップ
- (4) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質上の問題点の整理、材料の品質および賦存量の検討、それらに対する調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は、下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/2, 500)
- (2) 地質断面図 (拡大 1/1, 000)
- (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1, 000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50, 000～10, 000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5, 000～1/2, 500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5, 000～1/2, 500)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5310 条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000)

1. 業務の目的

貸与された 1/1, 000 地形図を基に、現地調査を実施して詳細な地質図を作成し、堤体材料採取地としての検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

- 1) 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

- 2) 受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、所要材料の質および量を考慮した露頭調査、地質層序、地質構造、材料賦存状況などの調査を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、地質構造、材料の賦存状況などについて検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、地質平面図（1/1,000）および地質断面図（1/1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取地としての地質上の問題点を明らかにし、概略の採取計画を検討する。また、それらの問題点を考慮した調査計画を提案する。

5) 調査計画の検討

受注者は、地質図および地質条件の検討結果に基づき、堤体材料採取地としての問題点ならびに所要量、材質を考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書の作成

受注者は、調査・検討結果を第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を取りまとめる。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

(1) 地質平面図（1/1,000）

(2) 地質断面図（縦断 2 断面、横断 2 断面を基本とし、ダム規模等により複断面必要な場合は別途考慮する）

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、地質構成、地質構造、断層、地すべりなどについての概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図（1/2,500）、および地質断面図（拡大1/1,000）を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、現地調査、地形検討および地質的考察に基づき、ダムサイトの地質構造上の位置付け、貯水池内における地形・地質上の問題点について大局的な検討を行い、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第1117条成果品の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 地質平面図（1/2,500）
- (2) 地質断面図（拡大1/1,000）2断面
- (3) 地質調査計画図（拡大1/1,000）
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図（1/50,000～10,000）
- (4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500）
- (5) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5312条 貯水池周辺地表地質調査（1/1,000）

1. 業務の目的

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/1,000)
- (2) 地質断面図 (1/1,000) 4 断面
- (3) 地質調査計画図 (1/1,000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト (1/500)
- (6) 貯水池地形図 (1/500～1/1,000)
- (7) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5節 物理探査

物理探査は、調査地の岩盤状況などの概略を把握するために実施するもので、調査と調査結果の考察を行う。

第 5313 条 物理探査の基本的事項

物理探査は、弾性波探査、比抵抗探査など各種の手法があり、調査対象、目的により適切な手法を選択するものとする。

第 5314 条 物理探査

1. 業務の目的

調査地の岩盤状況、地下水分布などの概略を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

1) 測線設定

受注者は、現地において探査をする測線について縦断測量（1/500）などを実施し、必要な測線を設定する。

2) 観測

受注者は、設定された測線について観測を行う。

(3) 解析および考察

受注者は、観測結果について解析を行い、解析断面図などを作成し、岩盤状況などの概要を予測する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

(1) 測線位置図

(2) 観測資料

(3) 解析断面図

(4) 物理探査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 位置図（1/50,000～1/10,000）

(2) 地形図（1/500～1/1,000）

(3) 測量基準点

(4) 地質平面図、地質断面図

(5) 既存調査・設計資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第6節 透水試験

基礎岩盤の透水性把握のために透水試験が実施され、ダムサイトではルジオンテストが実施される。

第 5315 条 ルジオンテストの基本的事項

ルジオンテストは、ダムサイトにおける基礎岩盤の透水性把握のために行われ、現地作業とその結果に基づく考察に分けられる。現地作業はボーリング調査とあわせて実施するのを標準としており、作業の範囲は現地作業および現地作業より収集するデータの整理作業までを含む。なお、データの整理作業とは、注入圧力-注入量曲線を作成する作業までをいう。また、ルジオンテストの考察とは、実施されたルジオンテストの結果に基づき考察を行い、ルジオン値を決定する業務をいう。

第 5316 条 ルジオンテストおよび考察

1. 業務の目的

ルジオンテストは、ダム基礎岩盤の透水性を評価する試験方法であり、本業務ではその現地作業とその結果に基づく考察を行う。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地作業

1) 受注者は、ボーリング作業とあわせてルジオンテストを実施する。

ルジオンテストはルジオンテスト技術指針・同解説に準拠して実施する。

2) 受注者は、ルジオンテストにより得られたデータを整理し、注入圧力-注入量曲線を作成する。

(3) 考察

受注者は、ルジオンテストより得られた注入圧力-注入量曲線に基づき、ルジオン値を決定する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

(1) ルジオン値

(2) ルジオンテストデータ

(3) 注入圧力-注入量曲線

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 位置図 (1/5,000～1/10,000)

- (2) 地形図 (1/500～1/1,000)
 - (3) 既存地質調査資料
5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第7節 横坑調査

横坑調査は、調査地の地質分布と岩盤状況を把握するために実施するもので、調査と調査結果の考察を行う。

第5317条 横坑調査の基本的事項

横坑調査は、横坑の掘削作業と掘削後に行う横坑観察に分けられ、横坑観察は掘削後適宜実施される。

第5318条 横坑観察

1. 業務の目的

対象地域に施工された横坑の坑壁の観察により、対象地域の地質分布・岩盤性状などを把握し、地質工学的考察を行うための基礎資料とすることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は貸与資料を基に、現地にて横坑の地質観察を行い、岩盤のスケッチを行う。

(3) 図面作成

現地調査の結果に基づき、横坑展開図を作成する。なお、横坑展開図は地質図と岩級区分図の2種類を作成する。

(4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書の作成

受注者は、調査・検討結果を第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を取りまとめる。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第1117条成果品の提出第1項～第3項に従い作成し、納品し、別途資料を提出するものとする。

(1) 調査位置図

(2) 横坑展開図 (縮尺 1/100)

(3) 横坑調査報告書

(4) 解析

受注者は、測定結果について解析・とりまとめを行う。

(5) 評価

受注者は、岩盤せん断試験結果について、地質工学的評価を行う。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

(1) 試験位置図

(2) 試験面スケッチ

(3) 応力-変位量曲線

(4) 時間変位量曲線

(5) 試験面変位図

(6) 岩盤せん断試験報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 位置図 (1/5,000 または 1/10,000)

(2) 地形図 (1/500～1/1,000)

(3) 地質平面図、地質断面図

(4) 既存調査・設計資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5321 条 岩盤変形試験

1. 業務の目的

Φ300mm の剛体円形支圧板による変形試験（原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-）の実施により、ダム基礎岩盤の変形特性の把握を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 試験位置の選定

- 1) 受注者は、現地において試験箇所を盤下げを行い試験位置を選定するとともに、盤下げ区間および試験面の地質工学的な観察・評価を行う。
- 2) 受注者は、選定した試験面に剛体支圧板を設置する。

(3) 測定

受注者は、現地において岩盤変形試験を実施して、測定を行う。

(4) 解析

受注者は、測定結果について解析・とりまとめを行う。

(5) 評価

受注者は、岩盤変形試験結果について、地質工学的な評価を行う。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 試験位置図
- (2) 試験面スケッチ
- (3) 応力-変位量曲線
- (4) 時間変位量曲線
- (5) 試験面変位図
- (6) 岩盤変形試験報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図 (1/5,000 または 1/10,000)
- (2) 地形図 (1/500～1/1,000)
- (3) 地質平面図、地質断面図
- (4) 既存調査・設計資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第9節 孔内観察

ボーリング孔の孔壁をボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して観察し、ボーリングコアと対比することにより地質状況を確認する。

第5322条 孔内観察

1. 業務の目的

ボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して、ボーリング孔壁を観察することにより、地質分布、岩盤性状、地質構造などを把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地作業

受注者は、ボーリング孔内にプローブを挿入し、孔壁撮影を行う。孔壁状況はビデオテープもしくは光ディスクに記録する。

(3) 考察

受注者は、記録した孔壁画像を出力するとともに、孔壁画像をもとにボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図を作成する。また、ボーリングコアと対比し、地質考察を行う。

(4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第1117条成果品の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。

(1) ボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図、孔壁画像（孔壁展開画像）

(2) 孔壁観察結果を記録したビデオテープまたは光ディスク

(3) 孔壁観察報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 位置図（1/50,000～1/10,000）

(2) 地形図（1/500～1/1,000）

(3) ボーリング調査位置図（1/500）

(4) ボーリング柱状図、コア写真

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存物理探査資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者はダムサイト付近の空中写真判読を行う。

2) 地質図作成

受注者は既存地質図に、新規の調査資料を加味し、ダムサイト候補地の地質断面図を作成する。

3) 地質比較検討・調査計画の提案

受注者は各種資料、地質図に基づき、ダムサイト候補地の比較検討を行い、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

(1) 地質平面図 (1/5,000)

(2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000)

(3) 調査計画図

(4) 地質比較検討報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 空中写真

(2) 位置図 (1/50,000～1/10,000)

(3) ダムサイト、貯水池地形図 (1/5,000)

(4) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5325 条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000)

1. 業務の目的

貸与された地質資料（1/5,000 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料）を基に、堤体材料採取候補地点の地形・地質条件を解析し、最適な地点を選定するため、堤体材料採取候補地の比較・評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は、貸与資料を基に現地調査を行い、各堤体材料候補地周辺の地形・地質状況を把握するとともに、既存地質調査資料、既存ボーリング資料などを見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、空中写真判読を行い、周辺の地形特性を把握する。

2) 地質図作成

受注者は、既存地質図に新規の調査資料を加味し、堤体材料採取候補地の地質断面図を作成する。

3) 地質比較検討

受注者は、各種資料、地質図に基づき堤体材料採取候補地の比較検討を行う。

4) 調査計画の検討

受注者は、比較検討結果に基づき、当該候補地における地質上、材料採取上の問題点を考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

(1) 地質平面図（1/5,000）

(2) 地質断面図（拡大 1/1,000）

(3) 調査計画図（拡大 1/1,000）

(4) 地質比較検討報告書

4. 貸与資料

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/2, 500)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1, 000) 4 断面
- (3) 調査計画図 (拡大 1/1, 000)
- (4) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50, 000～1/10, 000)
- (4) ダムサイト地形図 (1/5, 000～1/2, 500)
- (5) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5327 条 ダムサイト地質解析 (1/500)

1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/500 地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討しダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解析

- 1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、岩盤状況、透水性、地下水位について考察し、岩級区分図・ルジオンマップを作成して、ダムサイトとしての地質工学的な問題点について検討評価する。

3) 調査計画の検討

受注者は検討結果に基づき、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮して、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

(1) 地質平面図 (1/500)

(2) 地質断面図 (1/500) 9 断面

(3) 岩級区分図 (1/500) 9 断面

(4) ダム軸沿いルジオンマップ

(5) 地質調査計画図 (1/500)

(6) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模

(2) 空中写真

(3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)

(4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)

(5) ダムサイト地形図 (1/500)

(6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5328 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500)

1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/2, 500 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、岩種、地質層序および地質構造の検討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、基盤岩の風化、賦存量の検討を行い、堤体材料採取候補地としての基本的な問題点を指摘する。

3) 調査計画の検討

受注者は地質上の問題点を考慮して、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

(1) 地質平面図 (1/2, 500)

(2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1, 000) 各 1 断面

(3) 概略採取計画図 (拡大 1/1, 000)

(4) 調査計画図 (拡大 1/1, 000)

(5) 地質解析報告書

4. 貸与資料

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/1,000)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、1/1,000) 7 断面
- (3) 材質区分図 (縦断、横断、1/1,000) 7 断面
- (4) 採取計画図 (1/1,000)
- (5) 地質調査計画図 (1/1,000)
- (6) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5330 条 地質考察の基本的事項

地質考察は、実施された地質調査（物理探査、ボーリング調査、横坑調査など）に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、既存の地質断面図を修正する業務である。地質考察は、調査対象により以下に区分される。

- (1) ダムサイト
- (2) 堤体材料
- (3) 貯水池

第 5331 条 ダムサイト地質考察

1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 考察

1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

(3) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第1117条成果品の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。

(1) 調査位置図

(2) 地質断面図

(3) 地質解釈の報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模

(2) 空中写真

(3) 位置図（1/50,000～1/10,000）

(4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500）

(5) ダムサイト地形図（1/500～1/1,000）

(6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5332条 堤体材料採取候補地地質考察

1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、堤体材料候補地の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 考察

1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

(3) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第1117条成果品の提出第1項～第3項に従い作成し、納品するものとする。

(1) 調査位置図

(2) 地質断面図

(3) 地質解釈の報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模

(2) 航空写真

(3) 位置図（1/50,000～1/10,000）

(4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500）

(5) 堤体材料採取候補地地形図（1/500～1/1,000）

(6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5333条 貯水池周辺地質考察

1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、貯水池周辺の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 考察

1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

(3) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

(1) 調査位置図

(2) 地質断面図

(3) 地質解釈の報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模

(2) 航空写真

(3) 位置図（1/50,000～1/10,000）

(4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500）

(5) ダムサイト地形図（1/500～1/1,000）

(6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面
- (3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 5 断面
- (4) 水平断面図 (1/500) 3 断面
- (5) 岩級区分図 (1/500) 13 断面
- (6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面
- (7) 岩級コンターマップ (1/500)
- (8) 地質調査計画図 (1/500)
- (9) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5335 条 ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）（1/500）

1. 業務の目的

既存資料を総合的に見直し、ダムサイトの地質条件の検討および地質工学的な検討・評価を行い、本体実施設計に必要な資料としての地質図類を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

- 1) 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質条件を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料などを見直し、確認する。
- 2) 受注者は既存透水試験結果を見直し、ルジオン値、P-Q 曲線などの確認・修正を行う。

(3) 総合解析

1) 既存資料の整理・統合

受注者は、各種既存資料を整理・統合し、解析用資料としてとりまとめる。

2) 地質条件の検討

受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、実施設計上必要な地質図を作成する。

3) 地質工学的検討（岩盤状況・岩盤強度）

受注者は、各種調査資料に基づき、岩盤区分図などを作成し、堅岩線、断層・弱層部、変質帯の分布などについて検討評価する。また、各種室内および原位置試験結果に基づき岩盤の強度について検討する。

4) 地質工学的検討（岩盤透水性）

受注者は、各種調査資料に基づき、各種透水特性検討図などを作成し、岩盤の透水特性を検討評価する。

5) 調査計画の検討

受注者は、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

(1) 地質平面図（1/500）

(2) ダム軸方向地質断面図（1/500）5 断面

(3) ダム軸横断地質断面図（1/500）8 断面

(4) 水平断面図（1/500）5 断面

(5) 岩級区分図（1/500）18 断面

(6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面

(7) 岩級コンターマップ（1/500）2 種

(8) 地質調査計画図（1/500）

(9) 地質解析報告書

4. 貸与資料

受注者は上記検討結果に基づき、堤体材料採取候補地の地質上の問題点を考慮した調査計画を提案し、廃棄岩の発生量・処理方法についても配慮する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 地質平面図 (1/1,000)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、水平 1/1,000) 13 断面
- (3) 材質区分図 (1/1,000) 13 断面
- (4) 材料分布コンターマップ (1/1,000)
- (5) 採取計画図 (1/1,000)
- (6) 地質調査計画図 (1/1,000)
- (7) 地質解析報告書
- (8) 資料集

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 11 節 岩盤掘削面スケッチ

岩盤掘削面スケッチは、掘削面の調査を行い、掘削面の状況について解析・評価を行う業務である。岩盤掘削面スケッチは、調査対象と調査の目的により、以下に区分される。

(1) ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種)

コンクリートダム基礎およびロックフィルダムのコア敷については縮尺 1/200 を標準とする。

(2) 堤体材料採取地

(2-1) 堤体材料評価

(2-2) 堤体材料採取地掘削法面スケッチ

第 5337 条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ(縮尺各種)

1. 業務の目的

ダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤が、設計条件を満足するか否かを基礎掘削面の調査結果に基づいて解析・評価することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 掘削面調査

受注者はダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤の掘削面調査を実施する。なお縮尺についてはダム毎に判断するものとする。

(3) 図面作成

受注者は、岩種分布、岩級分布および岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い、地質図および岩級区分図を作成する。

(4) 解析

- 1) 受注者は、基礎岩盤の諸性状が設計段階で想定していた状況と合致しているか否かを解析する。
- 2) 受注者は、基礎岩盤の解析結果を地質工学的に検討し、掘削線の変更や設計検討が必要であるか否かを評価する。また、以後の掘削に際しての留意点をとりまとめて提言を行う。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

(1) 掘削面地質図

(2) 掘削面岩級区分図

(3) 地質断面図

(4) 岩級区分断面図

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 掘削面形状図
- (2) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5338 条 堤体材料採取地掘削時材料評価

1. 業務の目的

材料採取地掘削面スケッチの成果に基づいて、地質条件、材料分布および掘削法面の長期的安定性について解析・評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 解析

- 1) 受注者は、既往調査資料および掘削面スケッチ資料に基づき、岩種分布、材料分布および岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い地質図および材料区分図を作成する。
- 2) 受注者は、地質構造、材料分布ならびに不良岩の分布について解析する。
- 3) 受注者は、解析結果に基づき、採取範囲ないし採取形状の変更が必要であるか否かについて評価する。また、以後の材料採取に際しての留意点もとりまとめて提言を行う。
- 4) 受注者は、解析結果に基づき、掘削法面の長期的安定性を評価する。また、以後の掘削に際しての留意点を取りまとめて提言を行う。

(3) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 材料採取地地質図 (1/500～1/1,000)
- (2) 材料採取地材料区分図 (1/500～1/1,000)
- (3) 地質断面図 (1/500～1/1,000)
- (4) 材料区分断面図 (1/500～1/1,000)

4. 貸与資料

を作成する。

- 3) 受注者は、文献断層分布図と地形判読図に基づき、ダムから半径 10km 範囲内の縮尺 2.5 万分 1 第四紀断層関連調査図を作成する。第四紀断層関連調査図とは地形判読図の上に文献断層の位置を移写したものである。

(6) 文献整理・解析

- 1) 受注者は、収集した地質文献の記載内容を把握し、文献断層一覧表を作成する。
- 2) 受注者は、半径 10km 範囲内の文献断層については記載内容、根拠について吟味し、各文献断層のこれまでの評価と成因を取りまとめる。

(7) 総合検討

- 1) 受注者は、全ての資料、特に文献の記載内容と写真判読結果と併せてとりまとめ、半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様的位置、性状、活動性を検討する。
- 2) 受注者は、半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様について調査結果要約表を作成する。
- 3) 受注者は、半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様について、第四紀断層一次調査その 2 の調査対象となるか否かを判定する。

(8) 調査計画の検討

受注者は、調査結果を踏まえて、必要に応じて調査計画の提案を行う。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果品

受注者は下記の成果品を第 1117 条成果品の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、納品するものとする。

- (1) 文献断層分布図（縮尺 20 万分の 1）
- (2) 地形判読図（縮尺 2.5 万分の 1）
- (3) 地質集成図（縮尺 20 万分の 1）
- (4) 第四紀断層関連調査図（縮尺 2.5 万分の 1）
- (5) 文献断層一覧表
- (6) 線状模様一覧表
- (7) 調査結果要約表
- (8) 第四紀断層調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第13節 成果品
第5342条 成果品

受注者は、表 5.3.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果の提出に従い、納品するものとする。

表 5.3.1 成果品一覧

種別		設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
ダム地質調査	地形調査	報告書	地形調査報告書		
		基本図面	(1) 判読位置図 (2) 地形特性図	1/25,000	
	広域調査	報告書	広域調査報告書		
		基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図 (3) ルートマップ	1/10,000 1/10,000	
	ダムサイト 候補地 選定 地表地 質 概査	報告書	地質概査報告書		
		基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図 (ダム軸沿い、拡大) (3) 調査計画図 (拡大) (4) ルートマップ	1/5,000 1/1,000 1/1,000	
		報告書	地質概査報告書		
		基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸地質断面図 (拡大) (3) 地質調査計画図 (拡大) (4) ルートマップ	1/2,500 1/1,000 1/1,000	
		報告書	地質調査報告書		
		基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸方向地質断面図 (3 断面) (3) 左右岸河床上下流方向地質断面図 (3 断面) (4) 地質調査計画図 (5) ルートマップ	1/500 1/500 1/500 1/500	
	ダムサイト 地表地 質 調査	報告書	地質調査報告書		
		基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸方向地質断面図 (3 断面) (3) 左右岸河床上下流方向地質断面図 (3 断面) (4) 地質調査計画図 (5) ルートマップ	1/500 1/500 1/500 1/500	
		報告書	地質調査報告書		

第4節 成果品
第5410条 成果品

受注者は、表 5.4.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果の提出に従い納品するものとする。

表 5.4.1 成果品一覧表

種 別		設計項目	成果品項目		縮 尺	摘 要			
ダム 本体 構造 設計	計画 設計	施設設計図	堤体工		平面図 上流図面 下流図面 標準断面図	1/500			
			施工設備		全体平面図 フローシート	1/5,000～ 1/2,500			
		数量計算書							
		報告書							
	概略 設計	重 力 式 コ ン ク リ ー ト ダ ム 本 体 構 造 設 計	施設設計図	転流工	仮締切	平面図	1/500～		
						縦断面図	1/200		
							標準断面図	1/100～ 1/50	
					仮排水路	平面図	1/500～		
				縦断面図		1/200			
						標準断面図	1/100～ 1/20		
						閉塞工図	1/100～ 1/50		
				堤体工				掘削平面図 平面図	1/500
							掘削平面図 平面図	1/500	
							上流面図 下流面図 横断面図		15m間隔
							標準断面図	1/500～ 1/200	
			洪水吐き工			平面図			
			取水設備			縦断面図	1/500～		
						横断面図 標準断面図	1/100		
			縦断面図 標準断面図	1/200～ 1/50					
基礎処理工			孔配置図 排水孔配置図	1/500～ 1/200					
数量計算書									
報告書									

第4節 成果品

第5508条 成果品

受注者は、表 5.5.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果の提出に従い、納品するものとする。

表 5.5.1 成果品一覧

種別		設計項目		縮尺	摘 要	
ダム 附帯施設設計	ダム管理用発電設計	可能性調査	計 画 図	全体平面図 水路縦断面図 標準断面図	1/500～ 1/100	
			報 告 書	可能性調査報告書		
		実施設計	設 計 図	全体平面図 水圧管路・放水路 ・付帯施設 一般図 構造図 標準配筋図	1/500～ 1/150	
			数量計算書	数量計算書		
	報 告 書		実施設計報告書			
	付帯施設設計	概略設計	設 計 図	一般図 構造図	1/500～ 1/100	
			報 告 書	概略設計報告書		
		実施設計	設 計 図	全体平面図 一般図 構造図 網場構造一般図 通船ゲート一般図 流木処理設備一般図 基礎工詳細図 付帯施設詳細図	1/500～ 1/50	
			数量計算書	数量計算書		
			報 告 書	実施設計報告書		

2) 気温

3) 流量

(2) 地質資料

1) 貯水池周辺地質図

2) ダムサイト周辺地質図

3) ダムサイト地質総合解析資料

4) 材料採取場付近地質図

5) 仮設備計画地点近傍地質調査結果

6) 仮設備計画地点地質総合解析資料

7) 材料調査結果（試験を含む）

(3) 測量図

1) 位置図（1/50,000～1/10,000）

2) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,000）

3) ダムサイト地形図（1/5,000～1/2,000）

4) 仮設備及び採取場付近地形図（1/5,000～1/2,000）及び（1/1,000～1/500）

(4) 本体実施設計報告書

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第4節 成果品

第5608条 成果品

受注者は、表5.6.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、を納品するものとする。

本業務では各年度毎に成果の取りまとめを行うことを基本とし、二重管式ダブルパッカー工法等の特殊なグラウチングは含まない。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(グラウチング技術指針・同解説)

(2) 現場技術監理

注入現場において、解析・考察のために必要な情報を収集及び、注入状況の把握等を行う。

(3) データ整理

現場において整備されたグラウチングデータ及びボーリングデータを受領し、変換及び入力を行う。

(4) データ解析

整理されたデータを基に必要な解析図表を作成し、次数別の注入状況、注入効果等について解析を行い、解析結果に基づき、孔の追加または省略及び完了の提案等について検討を行う。

(5) 注入仕様の見直し

解析結果に基づき、注入仕様の見直し、変更の提案を行う。

(6) 総合検討

上記業務のとりまとめを行い、改良度の総合評価、以後の施工に対する総合的な考察を行う。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

グラウチング整理・解析を行うに当たり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 注入記録

(2) 透水試験記録

(3) 基礎処理設計図

(4) その他資料

第 7 節 成果品

第 5812 条 成果品

受注者は、表 5.7.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果の提出に従い、を納品するものとする。

- (1) 計画準備
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- (2) 評価書の補正等
受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。
- (3) 要約書の修正等
受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。
- (4) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
- (5) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2節 成果品

第 6110 条 成果品

1. 環境影響調査

受注者は、表 6. 1. 1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、納品するものとする。

表 6. 1. 1 環境影響評価成果品一覧表

成 果 品 項 目	摘 要
環境影響評価報告書一式	※1
方法書 (案)	
準備書 (案)	※2
評価書 (案)	※2

- ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。
- ※2 要約書 (案) を含むものとする。

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6214 条 駐車原単位調査

1. 業務目的

駐車原単位調査は、対象地域の一部町丁目を対象に行う駐車場施設実態調査結果を用いて、対象地域全域の駐車場施設状況を把握することにより対象地域における有効かつ効率的な駐車場整備のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

駐車原単位調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 資料の準備

受注者は、原単位を設定するための資料として、以下の資料を準備する。

- 1) 都市計画図
- 2) 住宅地図

(3) 調査実施町丁目の抽出

受注者は、原単位を設定するための町丁目を抽出するものとする。その内容と方法は、駐車場調査要綱において示される内容及び方法に準ずるものとする。

(4) 用途地域群面積の計測

受注者は、調査実施町丁目の各用途地域郡の面積を、駐車場調査要綱において示される方法に準じて計測するものとする。

(5) 駐車場施設実態調査

受注者は、駐車場施設実態調査について、第 6213 条駐車場施設実態調査第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(6) 原単位の設定

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、用途地域群別の駐車場施設の原単位を設定するものとする。

(7) 地区内の駐車場施設状況

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、駐車場施設実態調査を実施していない地区の駐車場施設状況を算出するものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 7 節 成果品

第 6215 条 成果品

受注者は、表 6.2.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、納品するものとする。

第5節 成果品

第6305条 成果品

受注者は、表 6.3.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、納品するものとする。

表 6.3.1 道路網・路線計画成果品一覧

調査種別	調査項目	成果品項目	縮 尺
現況調査	報告書	交通現況調査	—
	図面	交通現況図	適宜
交通量推計調査	報告書	交通量推計調査	—
	図面	現況・将来道路網図	適宜
		リンクデータ図	適宜
		配分ゾーン図	適宜
		現況・将来交通量図	適宜
道路網・路線計画	報告書	道路網・路線計画	—
	図面	道路網・路線計画図	1:25000 又は 1:50000

第10節 成果品

第6433条 成果品

受注者は、表 6.4.1～表 6.4.8 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、納品するものとする。

表 6.4.1 道路設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
道路概略設計	平面計画	路線図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:2500 または 1:5000	
	縦断計画	縦断図	V=1:250 H=1:2500 または、 V=1:500 H=1:5000	
	主要構造物計画	一般図	1:500～1:1000	
	横断計画	標準横断図	1:100～1:200	
		横断図	1:200～1:500	
	概算工事費	数量計算書	—	概略・用地補償 の数量含む
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
	道路予備設計(A)及び 道路予備修正	平面計画	路線図	1:2500～1:50000
平面図			1:1000	
縦断計画		縦断図	V=1:100～1:200 H=1:1000	
横断計画		標準横断図	1:50 または 1:100	
		横断図	1:100 または 1:200	
主要構造物計画		一般図	1:200～1:500	
概算工事費		数量計算書	—	用地補償の数量 含む
		概算工事費	—	
報告書		報告書	—	ルートの決定事項
		中心線座標計算書	—	設計図書による

第5節 成果品

第6517条 成果品

受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。

表6.5.1 地下横断歩道等基本計画成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
地下横断歩道等基本計画	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	基本構造検討	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	
		横断施設基本構造図	適宜	全体姿図
		構造一般図	1:10～1:100	
	施工計画	仮設要領図	1:10～1:200	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	報告書	-	
		設計検討書	-	特殊検討は設計図書による
		工法比較検討書	-	

表6.5.2 地下横断歩道等予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
地下横断歩道等予備設計	設計	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	
		躯体構造一般図	1:30～1:200	概略図、適宜
		基礎構造一般図	1:50～1:200	概略図、適宜
		設備計画概略図	適宜	
		仮設工一般図	1:30～1:20	概略図、適宜
		比較一覧表	-	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	
		構造計画書	-	
	設計検討	設計検討書	-	設計図書による
	景観検討	概略景観検討書	-	設計図書による
		パース等	-	設計図書による

(13) 中央監視設備

受注者は、駐車場出入監視、場内交通管制等、駐車場全体の運営管理の集中管理設備を設計するものとする。

(14) 機械式駐車装置

受注者は、機械式駐車装置を用いる場合には、装置の種類、タイプを選定し、その装置を設計するものとする。

(15) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第6609条地下駐車場本体詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、それらを解説し、取りまとめた設計概要書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果品
- (2) 本体詳細設計成果品

第5節 成果品

第6611条 成果品

受注者は、表6.6.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。

- 5) 換気所、電気室、ポンプ室等の内部機器配置図及び機器取付図
- 6) 設備工事実施にあたっての留意事項
- 3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (2) トンネル詳細設計報告書及び設計図面
- (3) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (4) 地形平面図(縮尺 1/1,000)
- (5) 坑門工周辺の実測地形平面図(縮尺 1/100~1/500)

第6節 成果品

第6716条 成果品

受注者は、表 6.7.1~表 6.7.10 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、納品するものとする。

表 6.7.1 山岳トンネル予備設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
山岳トンネル予備設計	設計図	位置図	1:25000~1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
		縦断面図	V=1:200, H=1:1000 または V=1:100, H=1:500	
		地質平面・縦断面図	V=1:200, H=1:1000 または V=1:100, H=1:500	着色
		トンネル標準断面図	1:50	
		坑門工一般図	1:50~1:500	
		その他参考図	適宜	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	
		検討書	—	
		概略施工設備計画書	—	
		その他参考資料等	—	

- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (8) 橋梁補強予備設計等設計協議資料

第5節 成果品

第6811条 成果品

受注者は、表 6.8.1～表 6.8.3 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、納品するものとする。

表 6.8.1 橋梁設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
橋梁予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	
		比較一覧表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	比較検討書等
		概略設計計算書	—	応力及び安定計算
		その他参考資料等	—	
	橋梁詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000
一般図			1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図 ボ-リング [※] 位置等を記入
線形図			適宜	平面・縦断・座標
構造一般図			1:50～1:500	
上部工構造詳細図			1:20～1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄 防護柵・遮音壁・検査路等・製作キャンパ-図・PC 鋼材緊張順序等施工要領
下部工構造詳細図			1:20～1:100	橋台・橋脚等
基礎工構造詳細図			1:20～1:100	杭・ウ-イル・ケ-ソン等
仮設工詳細図			適宜	仮締切・土留・仮橋等
参考図			適宜	架設計画図
数量計算		数量計算書	—	材料表・塗装面積 溶接延長等
報告書		設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		線形計算書	—	
		施工計画書	—	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	—	検討書

- 2) 遠望目視及び非破壊検査
 - 1 次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィ法）」を採用する場合は、調査職員と協議するものとする。
- 3) 第三者被害予防措置結果の記録
 - 第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。
- 4) その他
 - 予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。
- (6) 関係機関との協議資料作成
 - 受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。
- (7) 照査
 - 受注者は、第1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
- (8) 報告書作成
 - 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。

第4節 成果品

第 6904 条 成果品

受注者は、次の各号について成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、提出するものとする。

- (1) 道路防災カルテ点検
 - 点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。
- (2) 橋梁定期点検
 - 定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。